

居宅介護支援重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-386-6355

管理者 三井 比呂子

※ ご不明な点は、なんでもお尋ねください

2 ケアプラン相談室 湧 の概要

(1) 居宅介護支援事業所の事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプラン相談室湧
所在地	小金井市前原町3-36-16
介護保険事業所番号	1374100442
サービス提供地域	小金井市・国分寺市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者（介護支援専門員）	1名		1名
介護支援専門員	1名	1名	2名
事務職員	2名(兼務)		2名

*介護支援専門員とはケアマネージャーのことです。

(3) 営業時間

平 日 (月～金) 午前9時30分～午後5時30分

土曜日 午前9時30分～午後3時

※ 連絡先 042-386-6355・5321

但し、12/30～1/3、日曜日、国民の祝日、営業時間外は留守番電話で対応致します。

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、求めがあれば閲覧することができます。

3 居宅介護支援の申し込みから提供までの流れ

付属別紙1 参照

4 利用料金

(1) 利用料

要介護者として認定された方は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。
(保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、法定の居宅介護支援料を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。後日、小金井市介護福祉課の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。)

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ケアマネージャーがお伺いするための交通費の実費をいただく場合があります。この費用をいただく場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書を説明したうえで同意をいただきます。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、料金はかかりません。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書で申し出があればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともにこの地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了します。

- ・ 利用者が介護保険施設等に入所をした場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、介護保険の非該当または要支援と認定された場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合または被保険者資格を喪失されたとき

④その他

利用者や家族の方などが当事業所や当事業所のケアマネージャーに対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

- ①事業の実施に当たっては、利用者の意志を尊重し、適切なサービスが多様な事業者から効率的に提供されるようサービスを調整し、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ②ケアマネージャーは、公正中立性の確保を図り、複数の事業所を紹介し、選定した理由を説明します。
- ③事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ④ケアマネージャーは、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場及び介護現場において行われるハラスマントにより、就業環境を害されたり、業務に支障が生じた場合、事業所の指針に基づき必要な措置を講じます。
- ⑤事業所は、虐待の発生または再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。
 - ・事業所における虐待防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果についてケアマネージャーに周知します。
 - ・ケアマネージャーに対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
 - ・これらの措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- ⑥事業所は、身体拘束を行いません。やむを得ない場合は、事務所の指針に基づいた対応を行い、その理由をはじめ様態、時間、利用者的心身の状況について記録を残します。

(2) サービス利用のためのポイント

ケアマネージャーの変更：変更を希望される方はお申し出ください

課題把握の方法：社会福祉グローバルシステム

研修の実施：東京都、小金井市、介護支援専門員研究協議会等実施の研修に参加

使用する契約書：東京都作成モデル契約書

7 サービスに関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情担当 電話 042-386-6355・5321

(2) その他

小金井市福祉保健部介護福祉課 電話 042-387-9822・9845

国分寺市福祉保健部高齢福祉課 電話 042-321-1301

東京都国民健康保険団体連合会・介護相談窓口 電話 03-6238-0177

8 当法人の概要

- ・名称・法人種別 特定非営利活動法人 ケアサポート湧
- ・代表者役職・氏名 理事長 田附 幸子
- ・法人所在地・電話 東京都小金井市前原町3-36-16
 042-386-6355・5321

・活動の目的

この法人は助け合いの心を大切にする市民と共に、安心して住み続けられる街づくりの一環として、地域住民の保健・福祉に関するサービス事業をおこない社会全体の利益に貢献することを目的とします。

・定款の目的に定める事業

- 1 会員制福祉サービス事業
- 2 介護保険法に係る訪問介護事業・総合事業
- 3 介護保険法に係る居宅介護支援事業及び相談事業
- 4 障害者総合支援法に係る障害福祉事業
- 5 地域のコミュニティづくりに関する企画及び運営事業
- 6 その他目的を達成するために必要な事業

・事業所数 3 事業所

居宅介護支援サービスの提供にあたり、重要事項の説明を行いました。

事業者 NPO 法人 ケアサポート湧
 ケアプラン相談室 湧
 (事業所番号 1374100442)
住 所 東京都小金井市前原町 3-36-16
代表者 田附 幸子

説明者

年 月 日

私は本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受けました。

利用者氏名 _____

(代理人・家族 氏名 _____)

年 月 日

(付属別紙 1)

サービス提供の標準的な流れ

① 居宅サービス計画作成等サービス利用申し込み

当事業所に関すること、居宅サービス計画（＝ケアプラン）作成の手順、サービス内容の説明を行います。

② 居宅サービス計画等に関する契約締結

市役所へ【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行います。

③ お宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します。

地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます。

④ 提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します。

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用内容の調整を行います。

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います

⑥ サービス利用開始

利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います。

⑦ 毎月の「給付管理表」を作成し、国保連合会に提出します。



⑧ 利用者の状態について定期的な訪問と再評価を行い、サービス実施状況の把握を行います。

居宅サービス計画の変更を希望される場合必要に応じて変更します。